4 地域ごとの防災上の課題の整理

これまでの分析結果を踏まえ、今後必要となる対策の方向性を定めるため地域ごとの防災上の課題を整理しました。

本市では、都市計画マスタープランとの整合を図るため、地域単位は、都市計画マスタープランにおける地域区分（5 地域）としました。

整理した地域ごとの防災上の課題は次ページのとおりです。

《都市計画マスタープランにおける地域区分》



《地域ごとの防災上の課題》

家屋倒壊等氾濫想定区域 **内水**

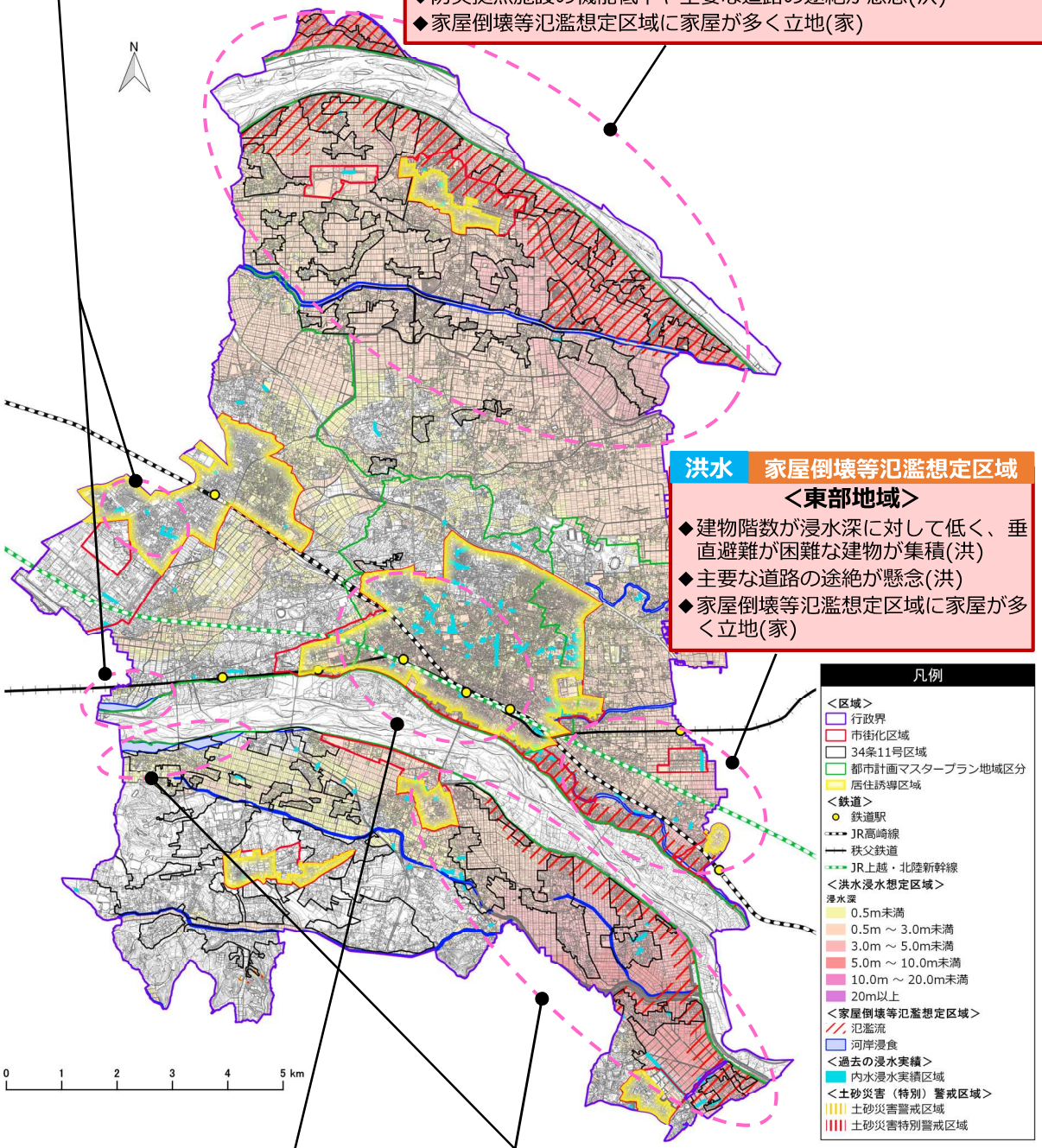
＜西部地域＞

◆家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が立地(家)
◆内水による頻繁な浸水被害が懸念（内）

洪水 **家屋倒壊等氾濫想定区域**

＜北部地域＞

◆建物階数が浸水深に対して低く、垂直避難が困難な建物が集積(洪)
◆浸水が 72 時間以上継続する区域に住宅が多く立地(洪)
◆活用可能な避難所へ徒歩でのアクセスが困難な区域が存在(洪)
◆防災拠点施設の機能低下や主要な道路の途絶が懸念(洪)
◆家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が多く立地(家)



洪水 **家屋倒壊等氾濫想定区域** **内水**

＜中央地域＞

◆建物階数が浸水深に対して低く、垂直避難が困難な建物が集積(洪)
◆各種都市機能施設の機能低下や主要な道路の途絶が懸念(洪)
◆家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が立地(家)
◆内水による頻繁な浸水被害が懸念（内）

洪水 **家屋倒壊等氾濫想定区域** **土砂**

＜南部地域＞

◆建物階数が浸水深に対して低く、垂直避難が困難な建物が集積(洪)
◆浸水が 72 時間以上継続する区域に住宅が多く立地(洪)
◆活用可能な避難所へ徒歩でのアクセスが困難な区域が存在(洪)
◆防災拠点施設の機能低下や主要な道路の途絶が懸念(洪)
◆家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が多く立地(家)
◆洪水と土砂災害による複合災害の発生が懸念(洪・土)

洪水 **家屋倒壊等氾濫想定区域**

＜東部地域＞

◆建物階数が浸水深に対して低く、垂直避難が困難な建物が集積(洪)
◆主要な道路の途絶が懸念(洪)
◆家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が多く立地(家)

5 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

防災指針は**「居住誘導区域及び都市機能誘導区域において、住宅や誘導施設の立地に必要な防災・減災対策の指針」**となっています。

そのため、市全域を対象として行った「地域ごとの防災上の課題の整理」を、「居住誘導区域（都市機能誘導区域含む）及び居住誘導区域に隣接したエリア（居住誘導区域との一体性を考慮）」と「その他の区域」に分類し、居住誘導区域及び隣接したエリアにおける防災上の課題を踏まえ、防災まちづくりの将来像や取組方針を設定しました。

その他の区域における防災上の課題については、「都市計画マスタープラン 第７章 市街化調整区域の整備及び保全の方針」において対応を検討します。

居住誘導区域及び隣接したエリアにおける地域ごとの防災上の課題を整理した結果は以下のとおりです。

《居住誘導区域及び隣接したエリアにおける地域ごとの防災上の課題》　●：該当あり

	居住誘導区域及び隣接したエリア				
	中央地域	東部地域	西部地域	南部地域	北部地域
①垂直避難が困難な建物の集積	●	●	－	●	●
②浸水が72時間以上継続する区域に住宅が多く立地	－	－	－	－	●
③活用可能な避難所へ徒歩でのアクセスが困難な区域が存在	－	－	－	－	－
④医療施設の機能低下の懸念	●	－	－	－	－
⑤社会福祉施設の機能低下の懸念	●	－	－	－	－
⑥防災拠点施設の機能低下の懸念	－	－	－	－	●
⑦主要な道路の途絶の懸念	●	●	－	●	●
⑧インフラ施設の機能停止の懸念	●	●	－	－	－
⑨家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に家屋が多く立地	－	●	－	－	－
⑩家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に家屋が多く立地	●	●	－	－	●
⑪内水による頻繁な浸水被害の懸念	●	－	●	－	－
⑫洪水と土砂災害による複合災害の発生の懸念	－	－	－	－	－

上記の整理を踏まえ、防災上の対応方針や居住誘導区域及び隣接したエリアにおける地域ごとの災害リスクの低減に必要な取組方針を以下のように定めました。

≪防災上の対応方針≫

地区に応じた災害対策により、誰もが安全に暮らせるまちづくり

・居住や都市機能を災害リスクが低い誘導区域へ誘導するとともに、誘導区域内に残存する水害を中心とした災害リスクに対しては、地区に必要なハード及びソフト施策の推進により、都市の防災性の向上を図ります。

《災害リスクの低減・回避に必要な取組方針》

洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域 ⇒リスクの回避

＜全地域共通＞

◆居住誘導区域から家屋倒壊等氾濫想定区域及び洪水浸水深 3m以上区域の除外

洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域 ⇒リスクの低減

＜北部地域＞

◆災害リスクの情報発信や地域防災力の強化（洪）
◆避難所・避難体制の整備（洪）
◆浸水深を低減させる対策の実施（洪）
◆氾濫流に対応可能な構造での建物立地（市有地）（家）

内水 ⇒リスクの低減

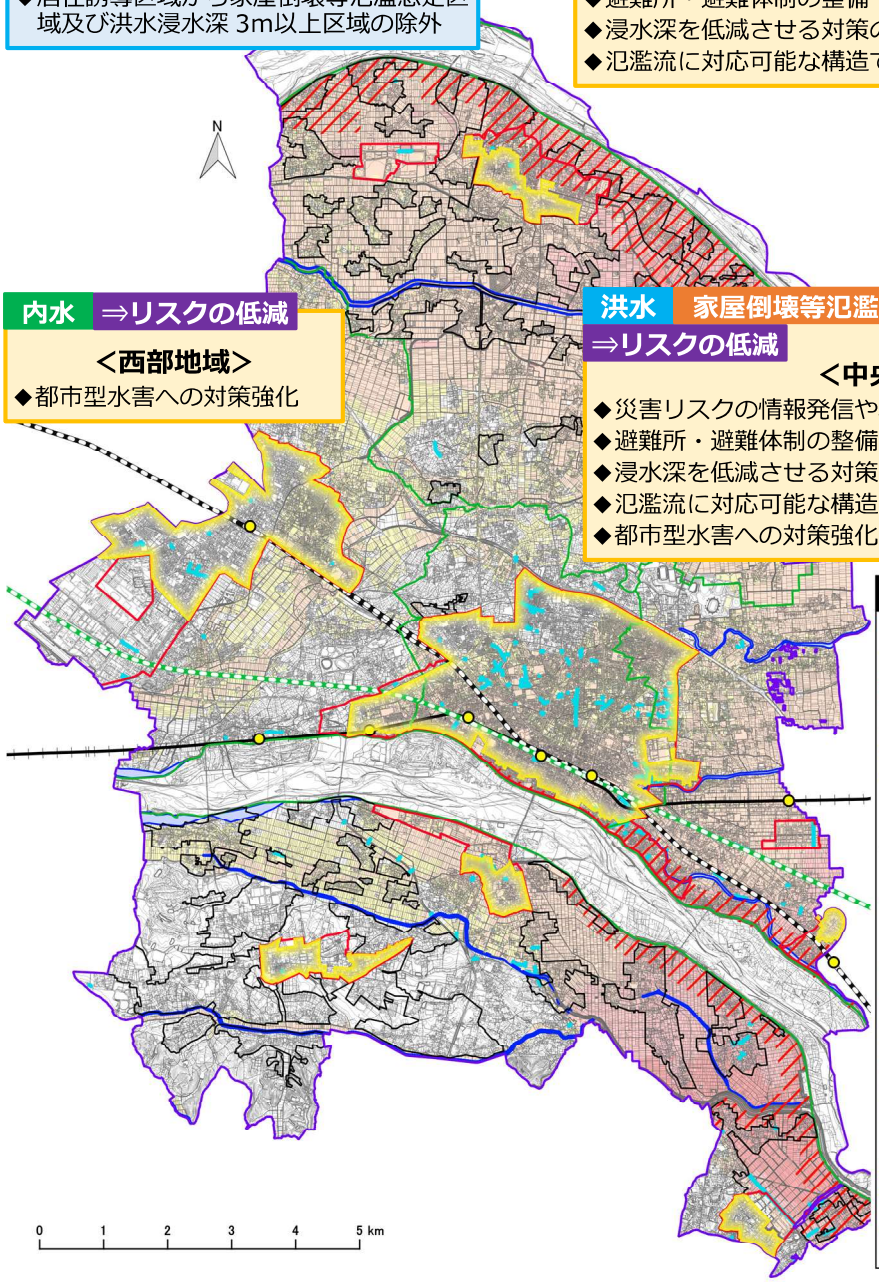
＜西部地域＞

◆都市型水害への対策強化

洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域 内水 ⇒リスクの低減

＜中央地域＞

◆災害リスクの情報発信や地域防災力の強化(洪)
◆避難所・避難体制の整備（洪）
◆浸水深を低減させる対策の実施(洪)
◆氾濫流に対応可能な構造での建物立地（市有地）（家）
◆都市型水害への対策強化（内）



凡例

＜区域＞
行政界
市街化区域
34条11号区域
都市計画マスタープラン地域区分
居住誘導区域
＜鉄道＞
鉄道駅
JR高崎線
秩父鉄道
JR上越・北陸新幹線
＜洪水浸水想定区域＞
浸水深
0.5m未満
0.5m ～ 3.0m未満
3.0m ～ 5.0m未満
5.0m ～ 10.0m未満
10.0m ～ 20.0m未満
20m以上
＜家屋倒壊等氾濫想定区域＞
氾濫流
河岸浸食
＜過去の浸水実績＞
内水浸水実績区域

洪水 ⇒リスクの低減

＜南部地域＞

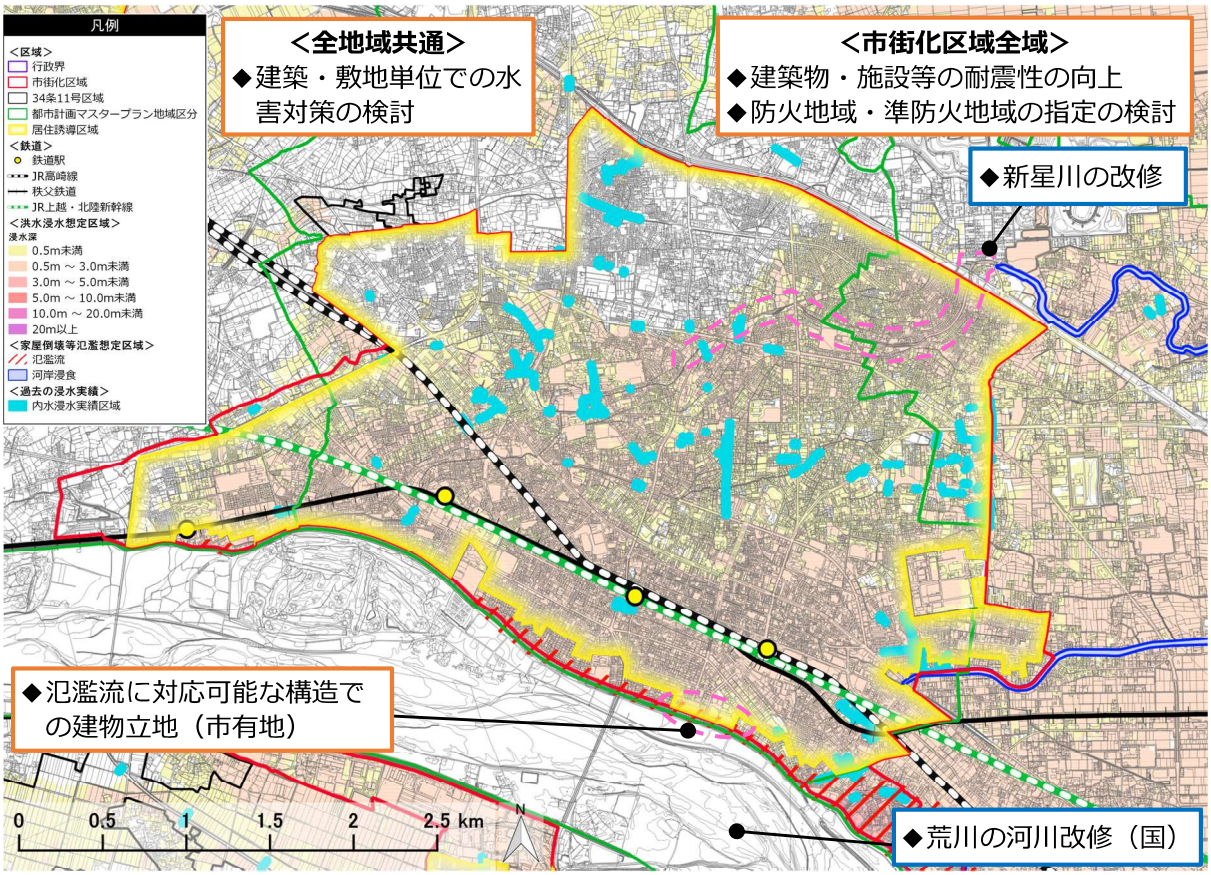
◆災害リスクの情報発信や地域防災力の強化
◆避難所・避難体制の整備
◆浸水深を低減させる対策の実施

洪水 ⇒リスクの低減

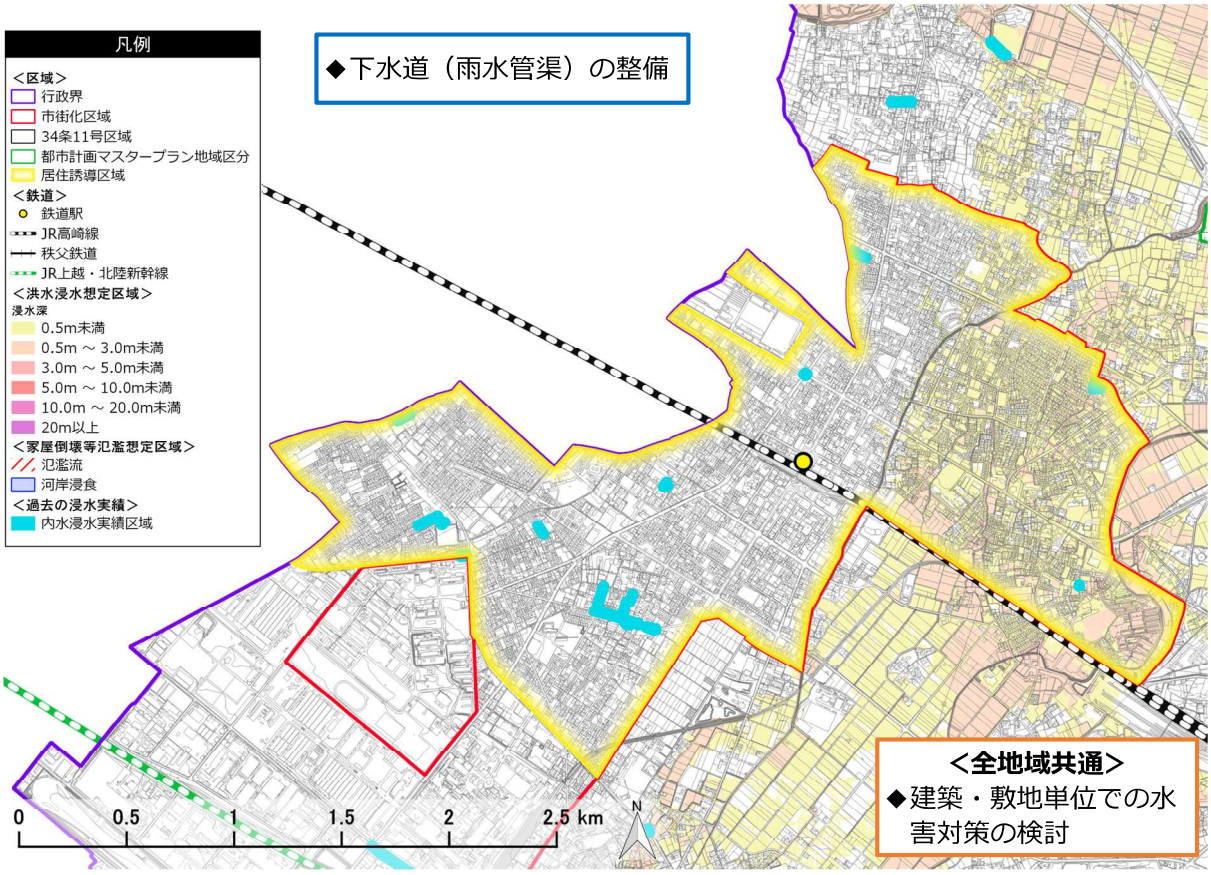
＜東部地域＞

◆災害リスクの情報発信や地域防災力の強化
◆避難所・避難体制の整備
◆浸水深を低減させる対策の実施

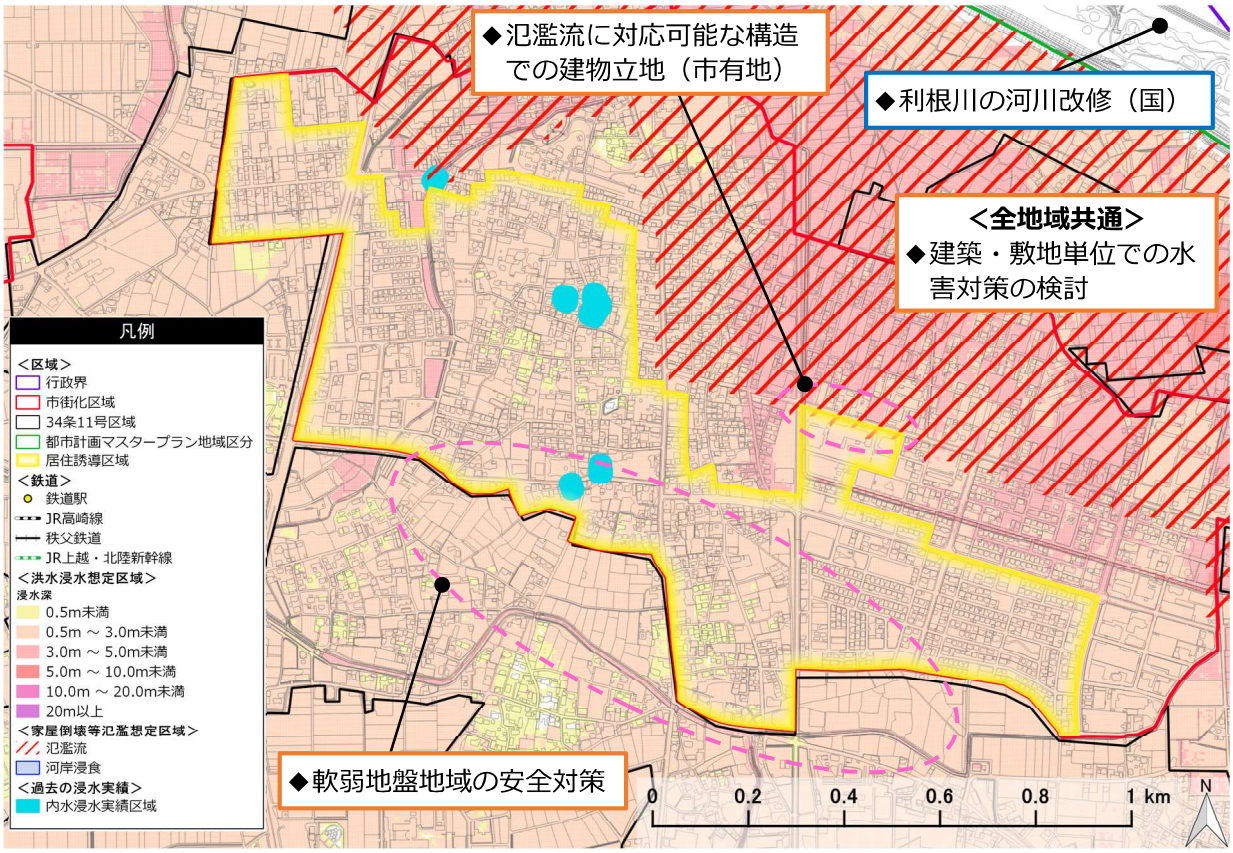
《中央地域の主な取組内容》



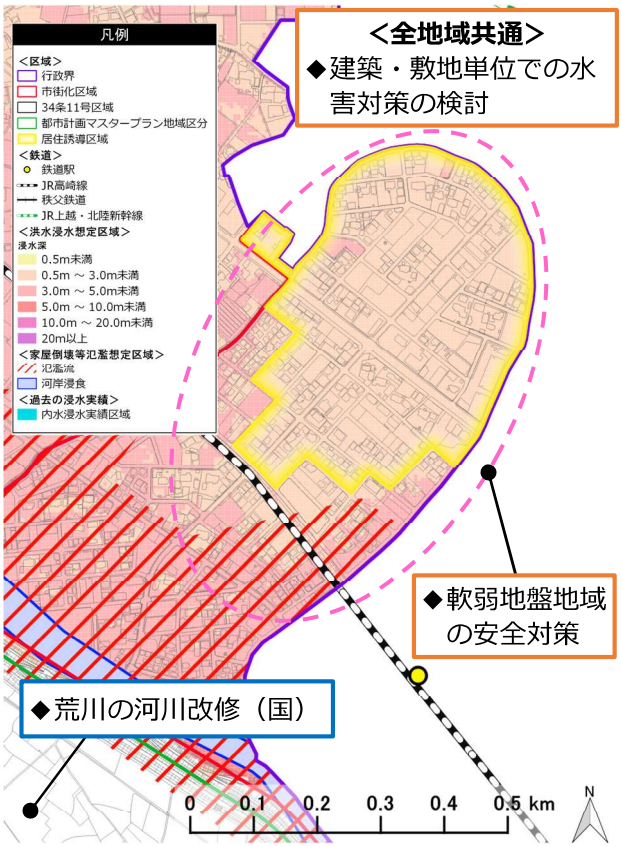
《西部地域の主な取組内容》



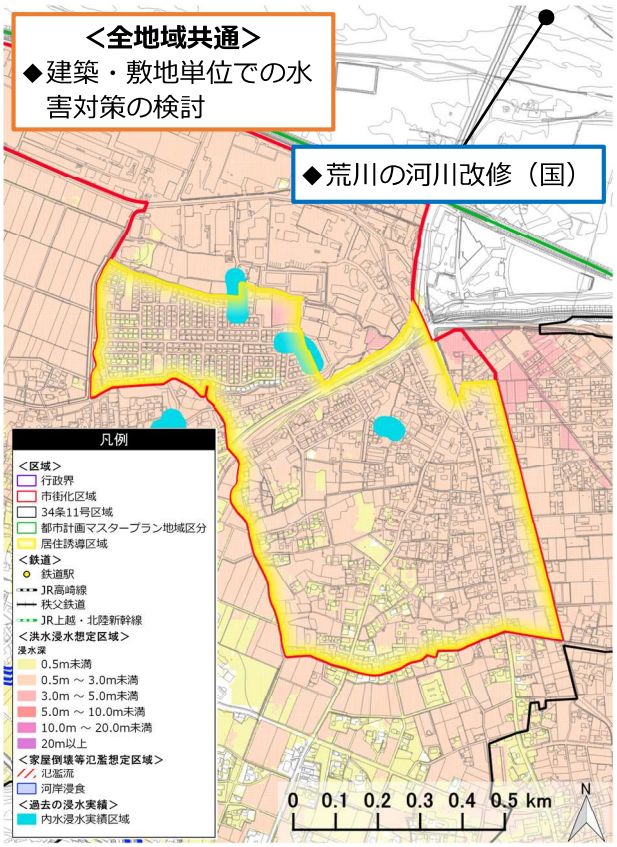
《北部地域の主な取組内容》



《東部地域の主な取組内容》



《南部地域の主な取組内容》



6 具体的な取組及びスケジュールの検討

地区ごとの取組方針を踏まえ、具体的なハード・ソフトの取組及びスケジュールの検討結果は以下のとおりです。

（１）国及び県による取組

《国及び県による具体的なハード取組及びスケジュール》

凡例：（⟶：整備期間等）

取組種別	災害リスク対策	取組内容	実施主体	主な実施地域	実施時期 短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
河川整備等	低減	荒川の河川改修（堤防整備等）	国	中央・東部・南部	⟶	⟶	⟶
		利根川の河川改修（堤防整備等）		北部	⟶	⟶	⟶
		県管理河川（荒川水系、利根川水系）の整備	県	市全域	⟶	⟶	⟶

◆河川等の整備

荒川の河川改修（堤防整備等）【主な実施地域：中央・東部・南部】

・流域における浸水被害の軽減を図るため、河川整備計画に基づき、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策である堤防整備等を促進します。

利根川の河川改修（堤防整備等）【主な実施地域：北部】

・流域における浸水被害の軽減を図るため、河川整備計画に基づき、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策である堤防整備等を促進します。

県管理河川（荒川水系、利根川水系）の整備【主な実施地域：市全域】

・河川の改修（河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸、調節池の設置等）の促進を図るため、県へ要望を行います。

（２）市の既存施策に基づく取組

《市の既存施策に基づく具体的なハード・ソフト取組及びスケジュール》

凡例：（━━▶：整備期間等　　┅┅▶：継続的に随時実施）

取組種別	災害リスク対策	取組内容	実施主体	主な実施地域	実施時期 短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
河川等の整備	低減	新星川（準用河川）の改修	市	中央・東部	━━▶	━━▶	━━▶
		下水道（雨水管渠）の整備		西部	━━▶	┅┅▶	┅┅▶
都市・建築物の構造強化	低減	遊水機能を有する緑地・農地の保全	市	市全域	┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
		建築物・施設等の耐震性の向上		中央	┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
		防火地域・準防火地域の指定の検討			┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
		軟弱地盤地域の安全対策		北部・東部・南部	┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
避難所・避難体制の整備	低減	都市公園の新設、既設公園の再整備	市	市全域	━━▶	━━▶	┅┅▶
		避難路（広幅員道路）の整備			━━▶	━━▶	┅┅▶
		防災用資機材の充実と非常食や生活用品の備蓄			┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
		避難誘導体制の確立			━━▶	┅┅▶	┅┅▶
		民間事業者等との災害時応援協定の締結促進	市 / 事業者		┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
地域防災力の向上	低減	マイ・タイムライン（自身の避難行動計画）の作成促進	市 / 住民	市全域	┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
		自主防災組織の結成や活動支援及び地域防災リーダーの育成			┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
		総合防災訓練の実施			┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
		地区防災計画の策定促進	市 / 住民/事業者		┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
		事業所等の防災組織の整備促進	市 / 事業者		┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
		要配慮者利用施設の避難体制の整備			┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
災害リスクの周知・研究	低減	洪水・内水・土砂災害ハザードマップの周知	市	市全域	┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
		防災知識の普及活動の推進			┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
		Ｌアラート、メルくま、防災アプリなど複数媒体による災害情報伝達方法の確保			┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
		防災アセスメントの実施及び地区別防災カルテの作成の検討			┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶

◆河川等の整備

新星川（準用河川）の改修【主な実施地域：中央・東部】

・市街地で発生する都市型水害の軽減を図るため、準用河川新星川の改修を推進します。（総合振興計画）

下水道（雨水管渠）の整備【主な実施地域：西部】

・雨水を排除し、内水浸水を防ぐため、下水道の雨水管渠の整備を推進します。（地域防災計画）

◆都市・建築物の構造強化

遊水機能を有する緑地・農地の保全【主な実施地域：市全域】

・遊水機能や大規模地震発生時の火災の延焼防止等、防災上の機能を担う緑地及び農地の保全を推進します。（地域防災計画）

建築物・施設等の耐震性の向上【主な実施地域：中央】

・住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、建築物に対する指導等の強化及び支援措置の拡充等を図り、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済被害の軽減に努めます。（地域防災計画）

防火地域・準防火地域の指定の検討【主な実施地域：中央】

・不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し市街地における延焼火災の危険性を軽減するため防火地域及び準防火地域の指定の拡大を検討します。（地域防災計画）

軟弱地盤地域の安全対策【主な実施地域：北部・東部・南部】

・液状化ハザードマップの改定及び配布等を通じて、建築物を建てる際の注意喚起を図るとともに、液状化対策工法等の普及啓発を行います。（地域防災計画）

◆避難所・避難体制の整備

都市公園の新設、既設公園の再整備【主な実施地域：市全域】

・震災時における延焼防止機能、避難地としての救援救護拠点機能及び洪水時の緊急避難場所としての高台機能などを有する都市公園の新設や既設公園の再整備を推進します。（地域防災計画）
・水の確保、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の設置等の災害応急対策施設の整備も推進します。（地域防災計画）

避難路（広幅員道路）の整備【主な実施地域：市全域】

・火災延焼遮断帯及び災害時の避難路としての機能を持った広幅員道路の計画的な整備を推進します。（地域防災計画）

防災用資機材の充実と非常食や生活用品の備蓄【主な実施地域：市全域】

・防災用資機材や医療救護資機材、食料、生活必需品等に関する備蓄計画の策定により、適切な備蓄目標量を設定し、災害時に備蓄の不足等が生じないように努めます。（総合振興計画）

避難誘導体制の確立【主な実施地域：市全域】

・震災時及び洪水時を想定し、要避難地域における避難計画を策定するとともに、自治会等を通じて、避難誘導体制の確立に努めます。また、避難所の開設、運営、閉鎖等、管理及び運営に関して定めたマニュアルを整備し必要に応じ見直しを行います。（地域防災計画）

民間事業者等との災害時応援協定の締結促進【主な実施地域：市全域】

・民間事業者等の情報や調達力、機動力等を取り入れて、より迅速で的確に災害に対処していくため、引き続き、高層建築物所有者等との災害時応援協定の締結を進め、防災力の強化を図ります。（地域防災計画）

◆地域防災力の向上

マイ・タイムライン（自身の避難行動計画）の作成促進【主な実施地域：市全域】

・台風が発生してから河川が氾濫するまでの命を守る避難行動を時系列的に整理したマイ・タイムライン（自身の避難行動計画）の作成を促進します。（洪水対応タイムライン）

自主防災組織の結成や活動支援及び地域防災リーダーの育成【主な実施地域：市全域】

・災害に備える自助の強化・向上を図るため、自主防災組織の結成や活動の支援を行うとともに、県や日本防災士会と連携して、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う地域防災リーダーの育成に努めます。（地域防災計画）

総合防災訓練の実施【主な実施地域：市全域】

・県、市、防災関係機関、住民、事業所等が合同して、「情報収集伝達訓練」「広報・避難誘導訓練」「負傷者救急救護訓練」「救援物資輸送及び搬送訓練」「住民災害対応合同訓練」などを実施します。（地域防災計画）

地区防災計画の策定促進【主な実施地域：市全域】

・地域住民と事業所等が連携した地区防災計画の策定の促進及び啓発に努め、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図ります。（地域防災計画）

事業所等の防災組織の整備促進【主な実施地域：市全域】

・大規模な災害が発生した場合は、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、企業の行う事業所防災力の強化を支援するとともに、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大の防止に努めます。（地域防災計画）

要配慮者利用施設の避難体制の整備【主な実施地域：市全域】

・地域防災計画に名称や所在地が定められ、洪水浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域に立地している要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務とされたことから、地域防災計画を適宜更新するとともに、周知徹底に取組みます。（水防法に基づく要配慮者利用施設・大規模工場等の避難確保等の取組）

◆災害リスクの周知・研究

洪水・内水・土砂災害ハザードマップの周知【主な実施地域：市全域】

・大雨に起因して発生する河川氾濫や内水氾濫、土砂災害に関するハザード情報をはじめ、避難場所の位置や緊急連絡先、情報連絡経路等について、市民、事業所等に対し周知徹底を図ります。（地域防災計画）
・関係法令や基準の改正等に応じ、適切なハザードマップの更新を行います。（地域防災計画）

防災知識の普及活動の推進【主な実施地域：市全域】

・災害の種別、特性及び一般的知識など全ての市民が「自らの身は自らが守る」上で必要となる防災知識についてインターネット、市報、講習会などを活用して、効果的な普及を図ります。（地域防災計画）

Ｌアラート、メルくま、防災アプリなど複数媒体による災害情報伝達方法の確保【主な実施地域：市全域】

・災害時における市民への情報伝達手段として、防災行政無線や FM クマガヤなどに加え、Ｌアラート（災害情報共有システム）、メルくま（メール配信サービス）、防災アプリ「全国避難所ガイド」などの活用を推進します。（国土強靭化地域計画）

防災アセスメントの実施及び地区別防災カルテの作成の検討【主な実施地域：市全域】

・地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施を検討します。（地域防災計画）
・防災アセスメントで把握した地域の災害危険度を自治会、学校区等の地域単位でとりまとめ、実践的な防災対策に活用していくため、地区別防災カルテの作成について研究を行います。（地域防災計画）

（３）防災指針の検討結果等に基づくその他の取組

《防災指針の検討結果等に基づくその他の具体的なハード・ソフト取組及びスケジュール》

凡例：（━━▶：整備期間等　　┅┅▶：継続的に随時実施）

取組種別	災害リスク対策	取組内容	実施主体	主な実施地域	実施時期		
					短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
都市・建築物の構造強化	低減	氾濫流に対応可能な構造での建物立地（市有地）	市	中央・北部	┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
	低減	建築・敷地単位での水害対策の検討		市全域	┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
	回避	届出・勧告による住宅立地の抑制		居住誘導区域外	┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
避難体制の整備・避難所	低減	廃校となった小・中学校施設における防災機能の確保	市	市全域	━━▶	━━▶	━━▶
災害リスクの周知・研究	低減	立地適正化計画（防災指針）の周知	市	市全域	┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶
	低減	宅地建物取引上の重要事項説明として水害・土砂災害リスクを周知	市 / 事業者		┅┅▶	┅┅▶	┅┅▶

◆都市・建築物の構造強化

氾濫流に対応可能な構造での建物立地（市有地）【主な実施地域：中央・北部】

・居住誘導区域における家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）指定区域内（市有地）で建物を立地する際は、氾濫流に対応可能なＲＣ造など非木造の建物構造とします。

建築・敷地単位での水害対策の検討【主な実施地域：市全域】

・浸水時に垂直避難の困難な建物が多い地域を中心に、宅地のかさ上げ、高床化、止水板の設置等を誘導する地区計画を検討します。

届出・勧告による住宅立地の抑制【主な実施地域：居住誘導区域外】
・届出や勧告制度を適切に運用し、災害リスクの高いエリアへの住宅の立地を抑制します。

◆避難所・避難体制の整備

廃校となった小・中学校施設における防災機能の確保【主な実施地域：市全域】
・将来的な統廃合により廃校となる小・中学校施設においては、建物の耐用年数や継続的な利活用の可能性などを踏まえながら防災施設としての活用を検討します。

◆災害リスクの周知・研究

立地適正化計画（防災指針）の周知【主な実施地域：市全域】
・市民への防災知識の普及や地域防災力の向上を図るため、防災指針における災害リスク分析に基づく課題、取組方針及び取組内容の周知を図ります。

宅地建物取引上の重要事項説明として水害・土砂災害リスクを周知【主な実施地域：市全域】
・宅地建物取引の際の重要事項説明の対象とされている水害・土砂災害リスクについて、民間事業者への周知を徹底します。

7 目標値の検討

防災上の対応方針の実現に向けて計画的に対策の進捗を図るための目標値を以下のように設定しました。

なお、「自主防災組織率」と「自主防災組織訓練実施数」は短期目標、「災害時応援協定における民間事業者との一時避難場所提供の締結数」と「住宅の耐震化率」は長期目標としたため、目標値の年次が異なります。

《防災指針に基づく目標値》

指標	現状値	目標値
自主防災組織率	＜平成 30 年＞ 70.69%	＜令和 9 年＞ 80.00%
自主防災組織訓練実施数	＜平成 30 年＞ 211 回/年	＜令和 9 年＞ 260 回/年
災害時応援協定における民間事業者との一時避難場所提供の締結数	＜令和 3 年＞ 8 社	＜令和 23 年＞ 8 社以上
住宅の耐震化率	＜令和元年＞ 92.4%	＜令和 23 年＞ 98.0%